

第2節 一般廃棄物

1 県内におけるごみ処理

(1) ごみ処理の状況

一般廃棄物（ごみ）とは、家庭から排出されるごみと事業活動に伴って発生するごみのうち、産業廃棄物以外のごみをいう。ごみは、市町村が適正処理に必要な措置を講じる責務があることから、それぞれ一般廃棄物処理計画を定め、これに従ってごみの収集、運搬、処分（再生を含む）を行っている。

○ごみの総排出量

平成19年度における県内のごみの総排出量は、458,488 t（1,253 t/日）となっており、そのうち、433,711 t（1,185 t/日）が計画収集、20,167 t（55 t/日）が直接搬入され、4,610 t（13 t/日）が集団回収されている。

なお、県民1人1日当たりのごみ排出量は897g/人・日で、前年度の912g/人・日に比べ15g減少した。

また、その他に、4 tのごみが自家処理されている。

（表2-1、図2-1、図2-2）

○ごみの処理状況

収集されたごみの処理は、図2-4の流れで行われている。処理の内訳としては、382,878 t<83.5%>が焼却施設で直接焼却、6,762 t<1.5%>が直接最終処分され、直接資源化10,614 t<2.3%>、その他53,452 t<11.7%>が焼却以外の中間処理施設で処理されている。なお、総資源化量は62,299 t<リサイクル率13.6%>、総最終処分量は46,039 t<最終処分率10.0%>となっている。

（表2-2、表2-3、表2-4、図2-3、図2-4、図2-5、図2-6、図2-7）

(2) ごみの形態別収集量・率

平成19年度におけるごみの形態別の収集状況は、市町村等によるものが65.4%（うち直営8.7%、委託56.7%）で、許可業者によるものが34.6%となっている（表2-5）

表2-1 ごみ総排出量の推移

(単位:t/年、下段()内はt/日)

区分 年度	計画 収集量	直接 搬入量	集団 回収量	ごみ 総排出量	自家 処理量	排出量	最終処分量 (t)	総人口 (人)	計画収集 人口(人)	1人1日 当たりの ごみ排出量 (g/人・日)
昭和63	379,563 (1,040)	28,743 (79)	— (—)	408,306 (1,119)	1,414 (4)	— (—)	— (—)	1,229,489	1,229,489	910
平成元	403,105 (1,104)	29,051 (80)	— (—)	432,156 (1,184)	1,204 (3)	— (—)	— (—)	1,237,134	1,237,134	957
" 2	413,592 (1,133)	26,817 (73)	— (—)	440,409 (1,207)	1,017 (3)	— (—)	— (—)	1,242,908	1,242,906	971
" 3	419,340 (1,146)	33,524 (92)	— (—)	452,864 (1,237)	2,119 (6)	— (—)	— (—)	1,248,081	1,248,081	991
" 4	419,991 (1,151)	43,006 (118)	— (—)	462,997 (1,268)	1,925 (5)	— (—)	187,960 (515)	1,255,972	1,255,972	1,010
" 5	427,316 (1,171)	50,836 (139)	4,051 (11)	482,203 (1,321)	752 (2)	— (—)	199,767 (547)	1,264,974	1,264,974	1,044
" 6	441,463 (1,209)	50,144 (137)	3,805 (10)	495,412 (1,357)	482 (1)	— (—)	203,994 (559)	1,276,799	1,276,799	1,063
" 7	437,401 (1,195)	49,171 (134)	4,815 (13)	491,387 (1,343)	459 (1)	— (—)	193,091 (528)	1,286,898	1,281,993	1,043
" 8	448,967 (1,230)	42,255 (116)	6,176 (17)	497,398 (1,363)	544 (1)	497,942 (1,364)	191,642 (525)	1,295,762	1,290,351	1,052
" 9	450,788 (1,235)	41,929 (115)	6,473 (18)	499,190 (1,368)	1,393 (4)	500,583 (1,371)	180,356 (494)	1,304,476	1,298,990	1,048
" 10	464,299 (1,272)	38,314 (105)	5,701 (16)	508,314 (1,393)	304 (1)	508,618 (1,393)	168,832 (463)	1,313,728	1,308,245	1,060
" 11	475,172 (1,298)	31,843 (87)	5,490 (15)	512,505 (1,400)	315 (1)	512,820 (1,401)	170,256 (465)	1,324,987	1,320,035	1,057
" 12	479,924 (1,315)	21,095 (58)	5,714 (16)	506,733 (1,388)	30 (0)	506,763 (1,388)	134,105 (367)	1,337,443	1,333,766	1,038
" 13	465,786 (1,276)	22,057 (60)	4,063 (11)	491,906 (1,348)	216 (1)	492,122 (1,348)	99,678 (273)	1,345,801	1,342,122	1,001
" 14	465,320 (1,275)	20,574 (56)	4,696 (13)	490,590 (1,344)	1,722 (5)	492,312 (1,349)	90,874 (249)	1,355,926	1,352,164	991
" 15	458,737 (1,253)	23,656 (65)	4,311 (12)	486,704 (1,330)	911 (2)	487,615 (1,332)	86,374 (236)	1,365,359	1,361,416	974
" 16	441,459 (1,209)	18,748 (51)	4,214 (12)	464,421 (1,272)	521 (1)	464,942 (1,274)	75,409 (207)	1,375,037	1,372,144	925
" 17	439,156 (1,203)	15,728 (43)	7,467 (20)	462,351 (1,267)	2,551 (7)	464,902 (1,274)	58,718 (161)	1,386,137	1,383,115	914
" 18	439,725 (1,205)	16,519 (45)	6,868 (19)	463,112 (1,269)	304 (1)	463,416 (1,270)	47,327 (130)	1,391,454	1,390,382	912
" 19	433,711 (1,185)	20,167 (55)	4,610 (13)	458,488 (1,253)	4 (0)	458,492 (1,253)	46,039 (126)	1,396,514	1,396,502	897

注)・「ごみ総排出量」=「計画収集量」+「直接搬入量」+「集団回収量」である。

・平成17年度実績のとりまとめより、ごみ総排出量の定義が「ごみ総排出量」=「計画収集量」+「直接搬入量」+「自家処理量」から上記のように変更になった。なお、第1表は過去の数値も再計算したものである。

・「排出量」=「ごみ総排出量」+「自家処理量」である。

・1人1日当たりのごみ排出量=(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷(計画収集人口+自家処理人口)÷365又は366

・四捨五入により合計が一致しない場合がある。

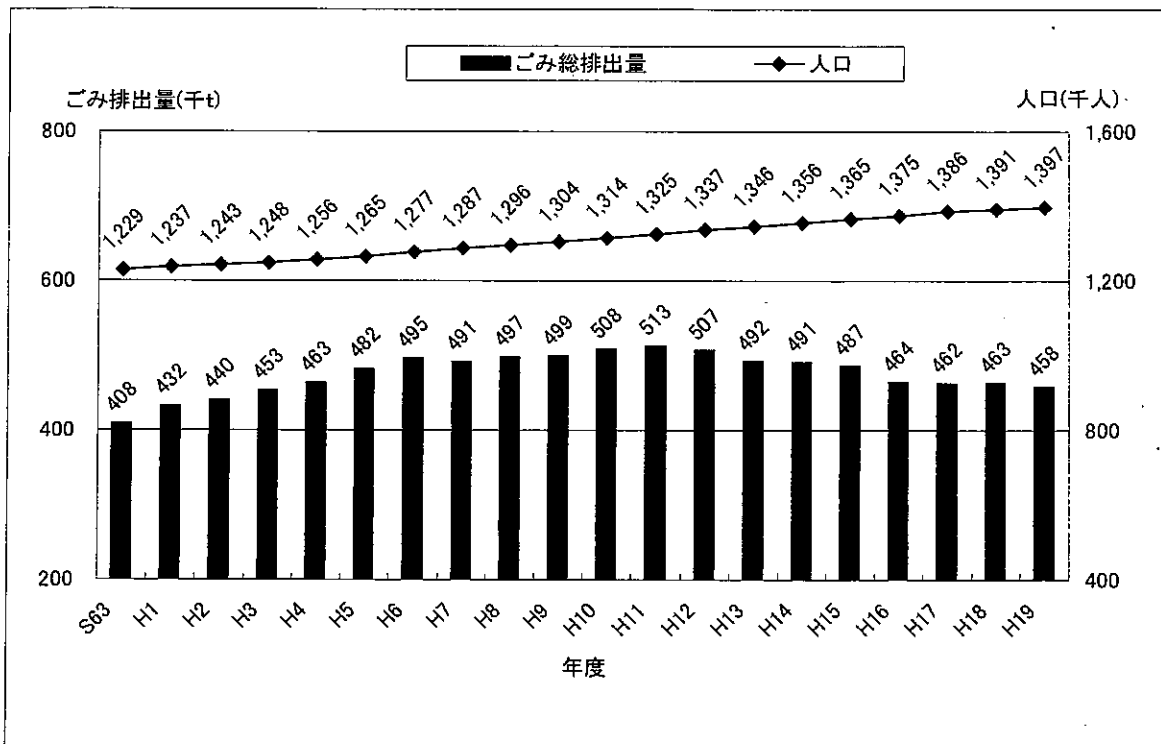


図 2 - 1 ごみ総排出量の推移

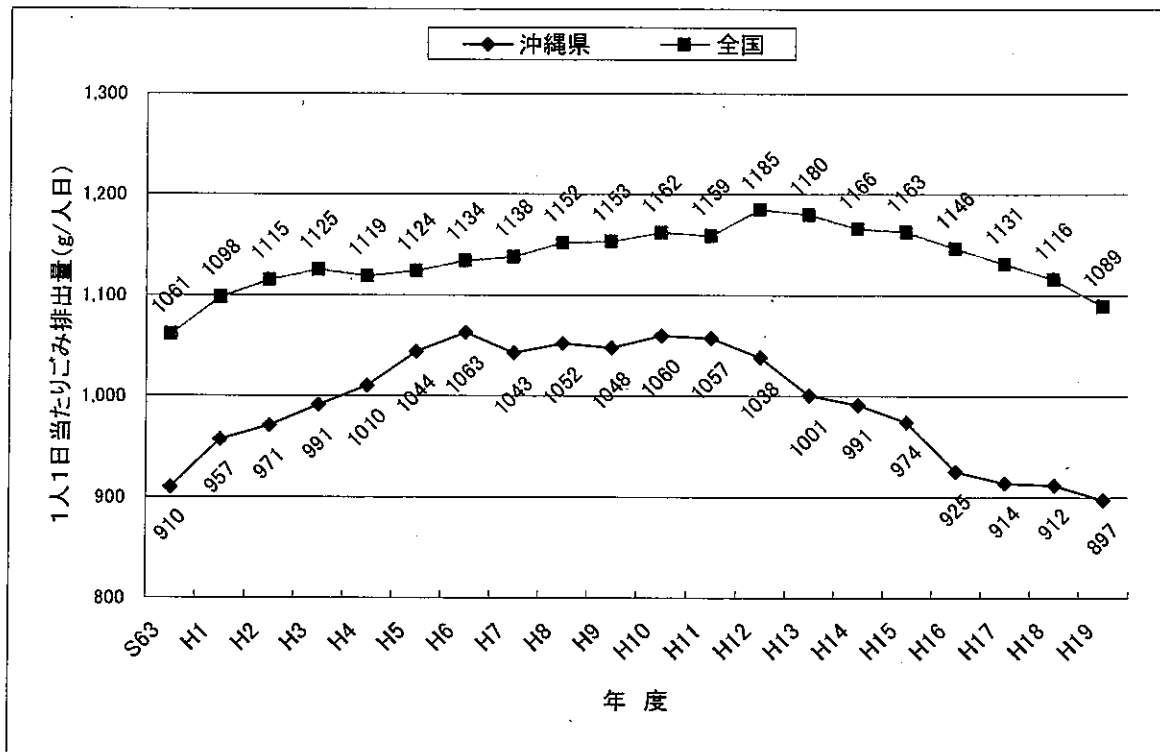


図 2 - 2 1人1日当たり排出量の推移

表 2 - 2 収集ごみの処理状況の推移

(単位：t/年、下段()内はt/日)

区分 年度	ごみの 総処理量	直接焼却	直接埋立	焼却以外の 中間処理量	直接資源化	減量 処理率
平成10	502,613 (1,377.0)	354,679 (971.7)	100,665 (275.8)	41,212 (112.9)	6,057 (16.6)	80.0%
" 11	507,015 (1,385.3)	353,956 (967.1)	102,941 (281.3)	43,863 (119.8)	6,255 (17.1)	79.7%
" 12	498,177 (1,364.9)	366,224 (1,003.4)	69,674 (190.9)	52,294 (143.3)	9,985 (27.4)	86.0%
" 13	492,298 (1,348.8)	385,120 (1,055.1)	42,071 (115.3)	49,279 (135.0)	15,828 (43.4)	91.5%
" 14	490,573 (1,344.0)	387,397 (1,061.4)	37,073 (101.6)	50,007 (137.0)	16,096 (44.1)	92.4%
" 15	481,655 (1,316.0)	380,325 (1,039.1)	32,704 (89.4)	52,963 (144.7)	15,663 (42.8)	93.2%
" 16	468,424 (1,283.4)	372,832 (1,021.5)	27,144 (74.4)	51,859 (142.1)	16,589 (45.4)	94.2%
" 17	454,884 (1,246.3)	379,331 (1,039.3)	20,377 (55.8)	46,193 (126.6)	8,983 (24.6)	95.5%
" 18	456,244 (1,250.0)	392,647 (1,075.7)	9,122 (25.0)	45,385 (124.3)	9,090 (24.9)	98.0%
" 19	453,878 (1,240.1)	382,878 (1,046.1)	6,762 (18.5)	53,624 (146.5)	10,614 (29.0)	98.5%

注) ・ 直接埋立は焼却残渣等の埋立量を除く。
 ・ 「直接資源化」とは、資源化等を行う施設を経ずに直接、再生業者等に搬入される量であり、平成10年度より新たに設けられた項目である。
 ・ 減量処理率 = ((直接焼却量) + (資源化等の中間処理量) + (直接資源化量)) ÷ (ごみの総処理量) × 100

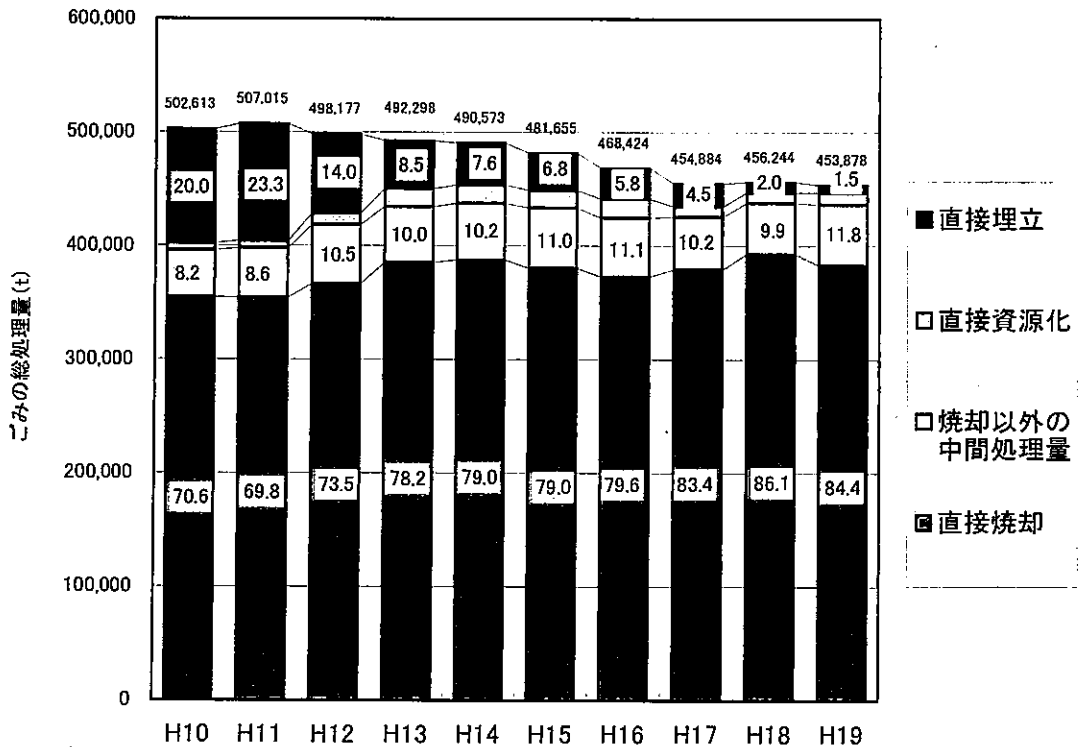
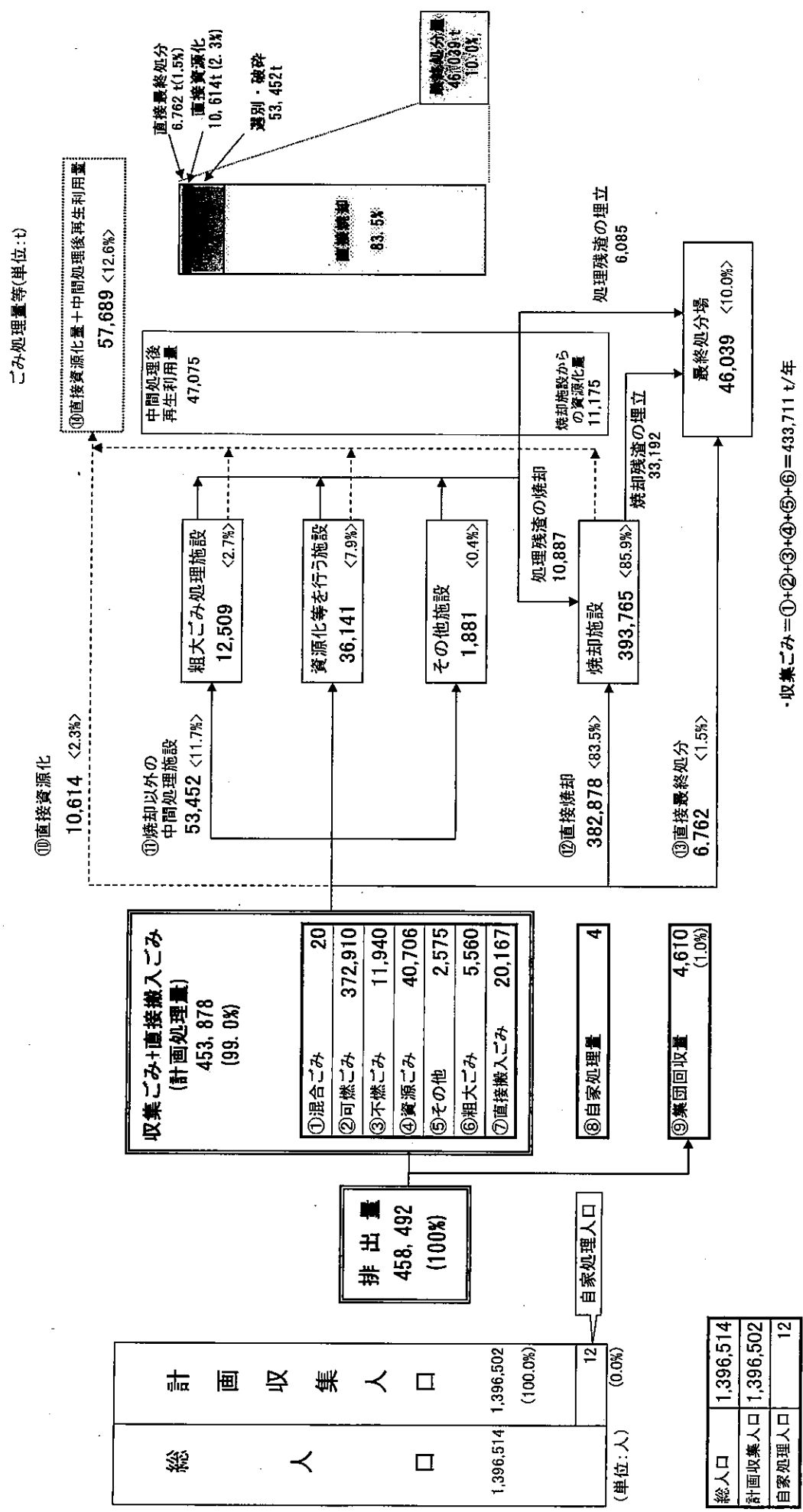


図 2 - 3 収集ごみの処理状況の推移

注) グラフ中の数値は構成比率 (%) を示す



- ・収集ごみ=①+②+③+④+⑤+⑥=433,711 t/年
- ・1人1日当たり排出量=(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)/総人口=897 g/日・人
- ・ごみの総処理量=⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯=453,706t/年
- ・総資源化量=⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮=13.6%
- ・リサイクル率=(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)/⑯=13.6%

図2-4 ごみ処理フロー図(詳細)・ごみ処理の状況(平成19年度実績)

表2-3 総資源化量とリサイクル率の推移

(単位:t/年)

年度	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
市町村等によるごみの資源化量	24,417	27,846	34,853	50,262	51,318	52,104	54,125	47,205	55,527	57,689
中間処理後再生利用量	18,360	21,591	24,868	34,434	35,222	36,441	37,536	38,222	46,437	47,075
直接資源化量	6,057	6,255	9,985	15,828	16,096	15,663	16,589	8,983	9,090	10,614
集団回収量	5,701	5,490	5,714	4,063	4,696	4,311	4,214	7,467	6,868	4,610
資源化量合計	30,118	33,336	40,567	54,325	56,014	56,415	58,339	54,672	62,395	62,299
ごみの総処理量	502,613	507,015	498,177	492,298	490,573	481,655	468,424	454,884	456,244	453,706
ごみの総排出量	508,314	512,505	506,733	491,906	490,590	486,704	464,421	462,351	463,112	458,488
リサイクル率 (%) <沖縄県>	5.9%	6.5%	8.0%	11.0%	11.4%	11.6%	12.6%	11.8%	13.5%	13.6%
リサイクル率 (%) <全国>	12.1%	13.1%	14.3%	15.0%	15.9%	16.8%	17.6%	19.0%	19.6%	20.3%

注) : 「中間処理後再生利用量」とは、焼却、破碎等の中間処理を行った後、鉄、アルミ等を回収し資源化した量である。
 : 「集団回収量」とは、市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された住民団体によって回収された量をいい、ごみの総排出量に含
 : リサイクル率 (%) = [直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量] ÷ [ごみの総処理量 + 集団回収量]

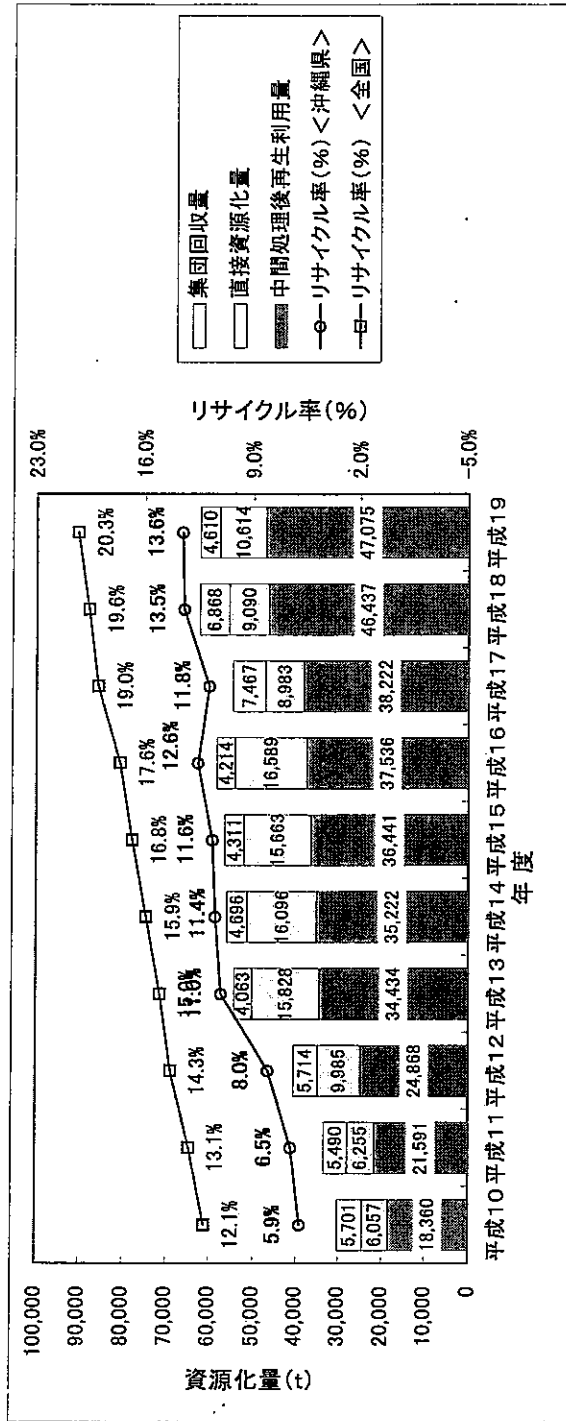


図2-5 総資源化量とリサイクル率の推移

表2-4 最終処分量の推移

(単位:千t)

区分 年度	直接 埋立量	焼却残渣 埋立量	処理残渣 埋立量	最終 処分量	ごみの 総処理量	最終処分率 〈沖縄県〉	最終処分率 〈全国〉
H10	106	59	10	175	508	33.6	22.2
H11	103	55	12	170	513	33.6	21.3
H12	70	55	9	134	507	26.8	20.2
H13	42	50	8	100	492	20.4	19.2
H14	37	47	7	91	491	18.7	17.6
H15	33	48	6	87	487	17.9	16.4
H16	27	43	5	75	464	16.4	16.0
H17	20	34	5	59	462	12.9	14.7
H18	9	34	4	47	463	10.4	13.9
H19	7	33	6	46	454	10.1	13.3

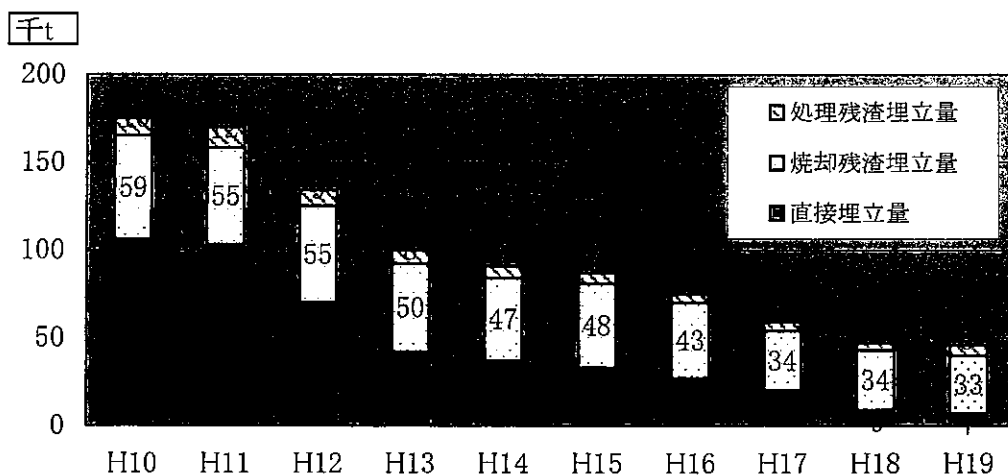


図2-6 最終処分量の推移

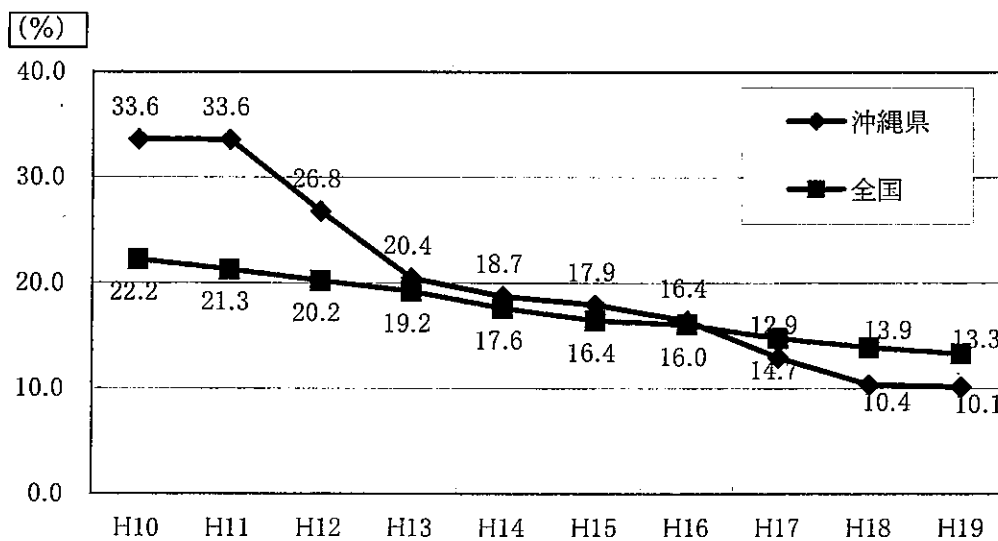


図2-7 最終処分率の推移

表2-5 ごみの形態別収集量・率の推移

区分	平成10		平成11		平成12		平成13		平成14		
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
地方公共 団体に よるもの	直営	65,537	14.1%	61,633	13.0%	54,217	11.3%	53,676	11.5%	53,308	11.5%
	委託	257,578	55.5%	265,824	55.9%	274,927	57.3%	264,136	56.7%	263,754	56.7%
許可業者に よるもの		141,184	30.4%	147,715	31.1%	150,780	31.4%	147,974	31.8%	148,258	31.9%
	計	464,299	100.0%	475,172	100.0%	479,924	100.0%	465,786	100.0%	465,320	100.0%

区分	平成15		平成16		平成17		平成18		平成19		
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
地方公共 団体に よるもの	直営	49,174	10.7%	50,080	11.3%	47,375	10.8%	43,841	10.0%	37,921	8.7%
	委託	257,366	56.1%	245,910	55.7%	240,954	54.9%	244,863	55.7%	245,847	56.7%
許可業者に よるもの		152,197	33.2%	145,469	33.0%	150,827	34.3%	151,021	34.3%	149,943	34.6%
	計	458,737	100.0%	441,459	100.0%	439,156	100.0%	439,725	100.0%	433,711	100.0%

注)粗大ごみの計画収集量も含む。

2 県内におけるし尿の処理

(1) し尿処理の状況

し尿とは、生し尿、くみ取りし尿、浄化槽清掃汚泥等であるが、いずれも一括してし尿処理施設で処理可能である。

○し尿計画収集人口

非水洗化計画収集人口（計画収集人口＋自家処理人口）は、水洗化人口（下水道人口＋浄化槽人口）の増加に伴い、年々減少傾向にあったが、平成19年度においては96,172人となり、前年度比24.8%の微増となっている。（表2-6、図2-8）

○し尿の収集状況（1日当たり）

平成19年度において県内で排出されたし尿は及び浄化槽汚泥量は、1日当たり354.2 k1となっている。そのうち、348.2k1（98.3%）が計画収集され、5.9k1（1.7%）が自家処理されている。

なお、し尿の計画収集量は減少傾向を示しているが、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及に伴い浄化槽汚泥収集量は増加傾向にある。

（表2-7）

○し尿の処理状況（1日当たり）

平成19年度において県内で収集されたし尿は、1日当たり314.3k1がし尿処理施設で処理され、10.5k1が農地還元、22.8k1が下水道投入され、0.6k1がその他の方法で処理されている。

なお、海洋投入は平成16年5月で廃止されている。

（表2-8、図2-9、図2-10）

(2) し尿の形態別収集量・率

平成19年度におけるし尿の形態別の収集状況は、市町村等によるものが1.8%（うち直営0%、委託1.8%）で、許可業者のよるものが98.2%となっている。

（表2-9）

表2-6 計画処理区域内人口等の推移

年 度	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
総人口	1,286,898	1,295,782	1,304,476	1,313,728	1,324,987	1,337,443	1,345,801	1,355,926	1,365,359	1,375,037	1,386,137	1,391,490	1,396,514
浄化槽人口	550,073	545,760	537,135	531,550	533,137	560,329	554,514	539,791	534,651	525,508	537,819	530,495	513,168
公共下水道人口	562,303	579,201	602,425	628,544	648,300	643,505	655,349	692,622	709,712	731,774	761,850	783,914	787,174
水洗化人口	1,112,376	1,124,961	1,139,560	1,160,094	1,181,437	1,203,834	1,209,863	1,232,413	1,244,363	1,257,282	1,299,669	1,314,409	1,300,342
非水洗化計画収集人口	158,850	163,233	154,837	145,085	135,414	127,223	132,529	118,644	116,564	114,274	81,056	76,865	96,000
非水洗化自家処理人口	9,431	7,568	10,079	8,549	8,136	6,386	3,409	4,869	4,432	3,481	5,412	216	172

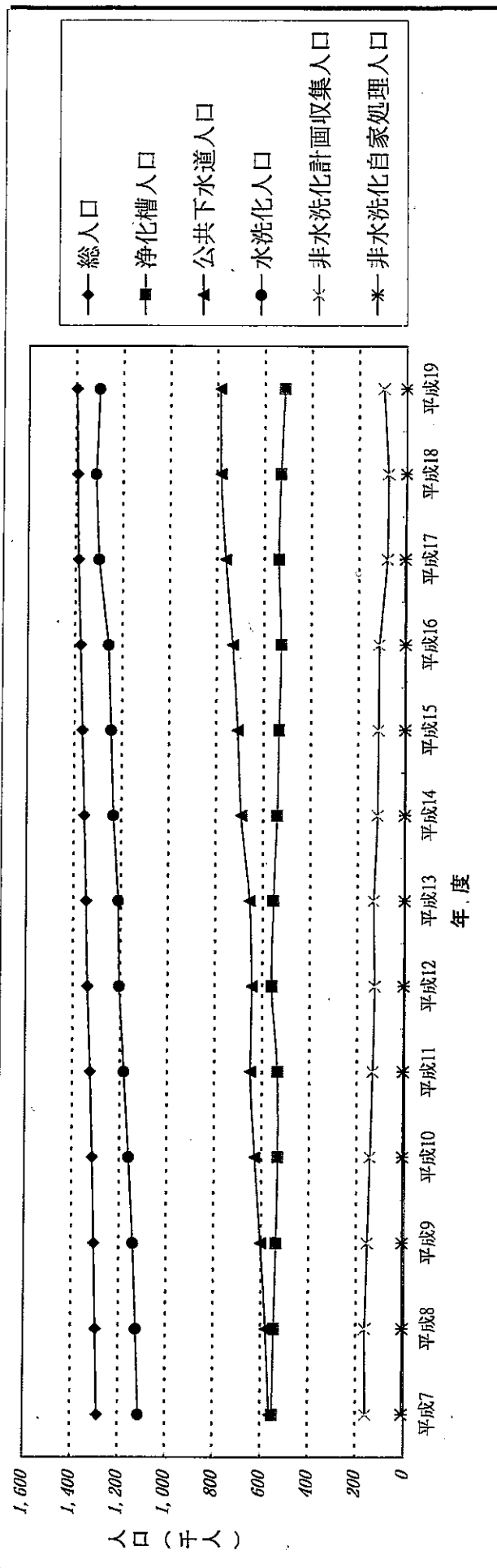
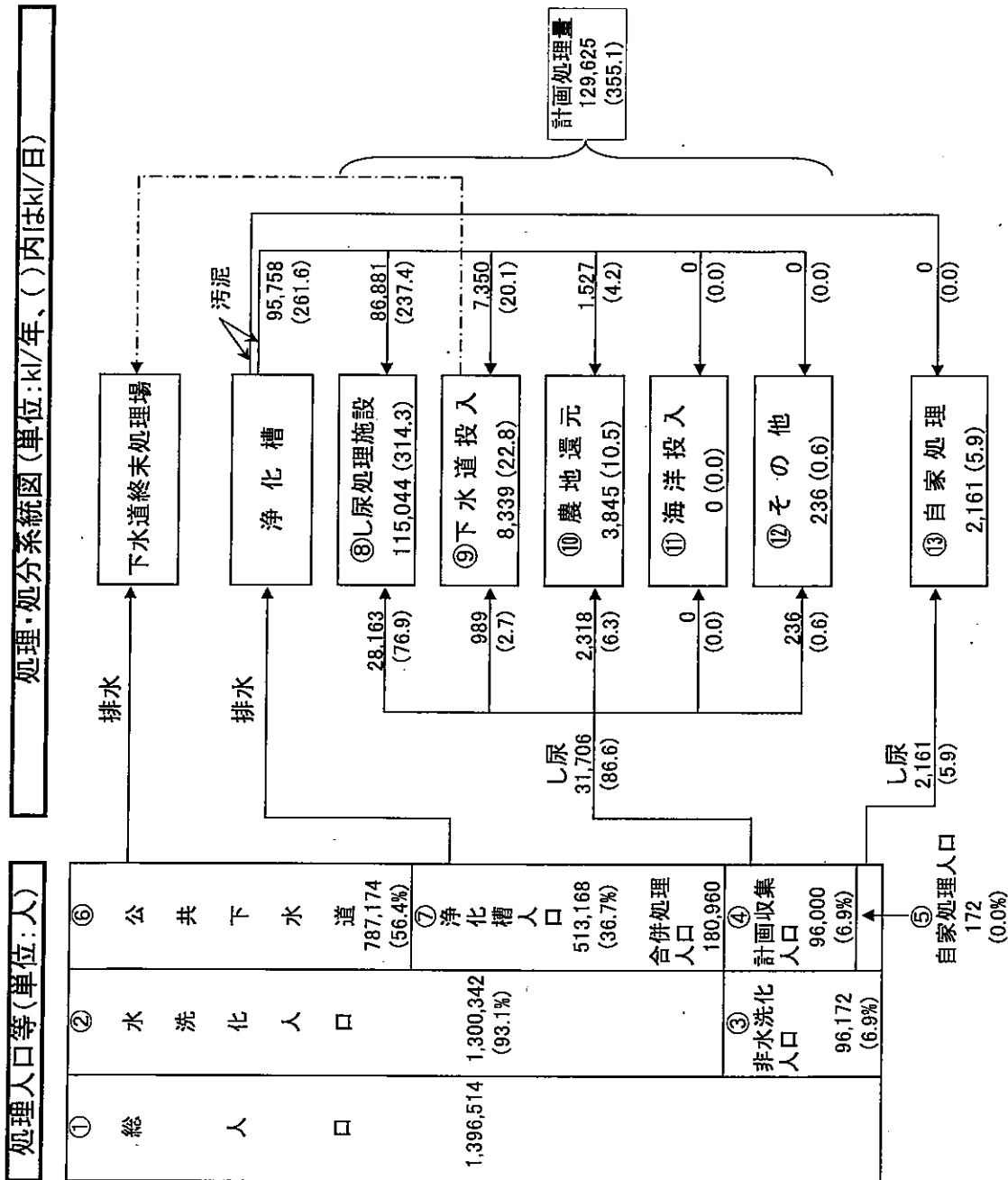


図2-8 計画処理区域内人口等の推移

表2-7 し尿の収集量・自家処理量の推移

区分 年度	計画収集量 (kl/日)			自家処理量 (kl/日)			合 計 (kl/日)	計画処理率	
	し尿 (A)	浄化槽 汚泥(B)	計	し尿 (C)	浄化槽 汚泥(D)	計		し尿 ①	浄化槽 汚泥②
平成 10	146.0	203.0	349.0	6.0	5.0	11.0	360.0	96.1%	97.6%
" 11	140.0	207.0	347.0	8.0	4.0	12.0	359.0	94.6%	98.1%
" 12	151.0	218.0	369.0	1.0	4.0	5.0	374.0	99.3%	98.2%
" 13	145.7	240.5	386.3	1.8	2.9	4.7	391.0	98.8%	98.8%
" 14	132.8	243.2	376.1	1.8	0.4	2.2	378.3	98.6%	99.8%
" 15	124.2	245.4	369.6	3.7	2.7	6.4	376.0	97.1%	98.9%
" 16	127.3	250.4	377.7	0.6	0.3	0.9	378.5	99.6%	99.9%
" 17	114.0	255.2	369.2	28.4	37.6	66.0	435.3	80.0%	87.2%
" 18	86.8	267.6	354.4	0.3	0.0	0.3	354.7	99.7%	100.0%
" 19	86.6	261.6	348.2	5.9	0.0	5.9	354.1	93.7%	100.0%

※ ①=(A)/(A)+(C)、②=(B)/(B)+(D)



- ・水洗化率 = ②/① = 93.1%
- ・非水洗化率 = ③/① = 6.9%
- ・公共下水道水洗化率 = ⑥/① = 56.4%
- ・浄化槽水洗化率 = ⑦/① = 36.7%
(うち合併処理浄化槽水洗化率 = 13.0%)
- ・非水洗化人口における計画収集率 = ④/③ = 99.8%
- ・非水洗化人口における自家処理率 = ⑤/③ = 0.2%
- ・計画処理量(含浄化槽汚泥)
⑧+⑨+⑩+⑪+⑫ = 348.3 kl/日 a
- ・総処理量(計画処理量+自家処理量)
⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬ = 354.2 kl/日 b
- ・し尿処理施設及び下水道投入による処理率
(⑧+⑨)/a = 94.9%
- ・1人1日当たり尿計画処理量
(a-261.6)/④ = 0.97 %/人・日
- ・1人1日当たりし尿排出量
(b-261.6-0.0)/③ = 0.96 %/人・日
- ・1人1日当たり浄化槽汚泥計画処理量
261.6/⑦ = 0.51 %/人・日
- ・1人1日当たり浄化槽汚泥排出量
(261.6+0.0)/⑦ = 0.51 %/人・日
- ・し尿処理施設と処理能力
計 13 施設 511kl/日

図2-9 し尿処理フローシート・し尿処理の状況(平成19年度)

表2-8 くみ取りし尿の処理方法の推移

(単位:k/日)

年度	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
下水道マンホール投入	15.0	16.0	18.8	17.2	19.1	19.1	19.3	23.4	16.7	22.8
し尿処理施設	255.0	262.0	284.7	292.7	291.3	284.4	303.3	318.6	322.6	314.3
農地還元	21.0	20.0	16.4	34.4	18.4	19.2	21.6	21.6	13.7	10.5
海洋投入	56.0	47.0	47.2	41.4	38.1	36.4	25.3	0.0	0.0	0.0
その他	1.0	2.0	1.9	1.2	9.1	8.7	8.3	5.6	1.4	0.6
自家処理	11.0	12.0	5.3	4.7	2.2	6.3	0.9	66.0	0.3	5.9

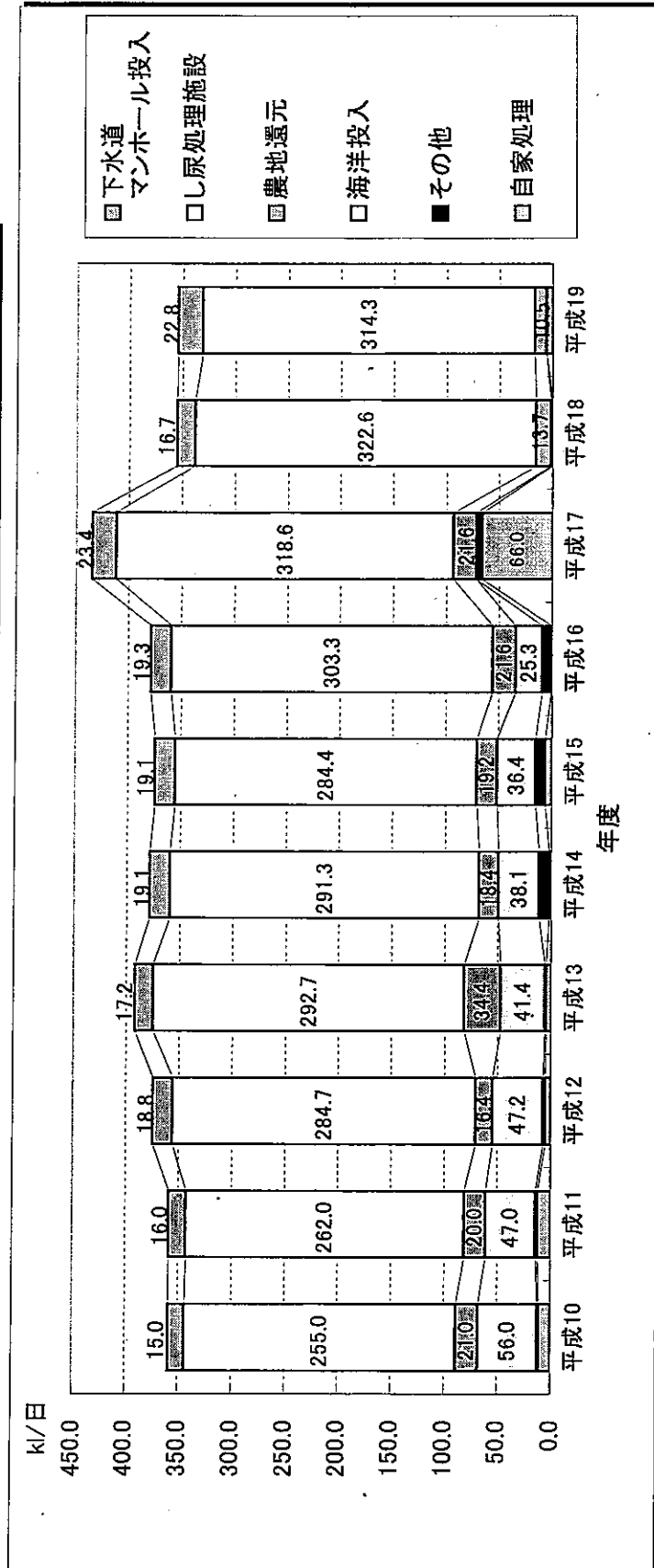


図2-10 くみ取りし尿の処理方法の推移

表2-9 し尿の形態別収集量・率の推移

(単位:kl/年)

区分	平成10		平成11		平成12		平成13		平成14		
	年度	直営	年度	直営	年度	直営	年度	直営	年度	直営	
地方公共 団体によ るもの		0	0.0%	130	0.1%	282	0.2%	2,395	1.8%	455	0.4%
委託 者		11,935	9.4%	12,538	9.9%	9,760	7.2%	5,479	3.9%	5,252	4.0%
許可業者 によるもの		115,206	90.6%	114,573	90.0%	125,017	92.6%	133,108	94.4%	125,485	95.6%
計		127,141	100.0%	127,241	100.0%	135,059	100.0%	140,982	100.0%	131,192	100.0%

区分	平成15		平成16		平成17		平成18		平成19		
	年度	直営	年度	直営	年度	直営	年度	直営	年度	直営	
地方公共 団体によ るもの		0	0.0%	1,631	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
委託 者		11,147	8.2%	4,942	3.6%	4,230	3.1%	2,627	2.0%	2,328	1.8%
許可業者 によるもの		124,166	91.8%	131,258	95.2%	130,532	96.9%	126,742	98.0%	125,136	98.2%
計		135,313	100.0%	137,831	100.0%	134,762	100.0%	129,369	100.0%	127,464	100.0%

注)収集量には、浄化槽汚泥も含む。

3 一般廃棄物処理施設の整備状況

(1) ごみ処理施設の整備状況

平成21年3月末現在の整備状況を、表2-10～2-13、図2-11に示す。

ごみ焼却施設が31施設（1,737t/日）、粗大ごみ処理施設が9施設（202t/日）、最終処分場（国庫補助施設のみ）が17施設、再生利用施設（国庫補助施設のみ）が21施設が稼働中である。

しかし、2町村ではごみ焼却施設が未整備であり、1村が平成22年度中に整備を予定し、1町が新施設の整備を検討中である。また、18市町村では最終処分場が未整備である。これらの市町村のうち、4町村が3施設を整備中であり、8市町村が3施設の整備を検討中である。残る6市村については、焼却灰の熔融スラグ化により対応している。

今後とも、地域の特性及び実状を勘案し、国の高率の交付金等を活用した施設整備を促進する必要がある。

(2) ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度測定状況

平成20年度の各市町村のごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果は、表2-14のとおりとなっている。

測定結果から各施設の年間排出量を算出したところ、県全体では1.18g-TEQ/年となり、平成9年度の年間排出量（10.8g-TEQ/年）から90%削減とした沖縄県ごみ処理広域化計画の目標に対し、削減率は89%となり目標の達成まであとわずかであった。

(3) し尿処理施設の整備状況

平成21年3月末現在の整備状況を、表2-15、図2-12に示す。

し尿処理施設は12施設（508kl/日）整備されており、他の市町村においても、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進が図られている。

今後は、下水道等の整備計画との整合性を図りつつ、浄化槽汚泥や生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理する汚泥再生処理センターの整備を検討する必要がある。

表2-10 一般廃棄物焼却施設整備状況

平成21年3月末現在

実施主体	構成市町村 所在地	規模(t/日)	処理方式	当初着工年月	当初事業費 (千円)	直近着工年月	累計基幹改良費 (千円)	備考 (基幹改良回数)	
				当初竣工年月		直近竣工年月			
本島	1 名護市	名護市	40	機械化 ¹ 77	S51.11	672,700	H18.6	1,057,206	(4回)
		名護市宇字茂佐1710-3	20 t/	8h × 2 基	S52.12		H19.3		
	2 国頭村	国頭村	15	機械化 ¹ 77	S57.9	348,757	H9.8	475,400	(2回)
		国頭村字辺土名山地名原479-1外13	7.5 t/	8h × 2 基	S58.3		H10.3		
	3 本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	40	機械化 ¹ 77	H7.9	999,499			
		本部町字北里182	20 t/	8h × 2 炉	H10.3				
	4 中部北環境施設組合	うるま市、恩納村	166	直接熔融	H14.11	5,950,707			
		うるま市具志川字栄野比1211-6	83 t/	24h × 2 基	H16.11				
	5 金武地区消防清掃組合	金武町、宜野座村	20	機械化 ¹ 77	S59.2	386,956	H17.2	964,565	(4回)
		宜野座村字漢那2536-23	10 t/	8h × 2 基	S60.12		H18.2		
	6 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村	70	準連続	H7.2	2,887,221	H18.3	438,585	(1回)
		嘉手納町字久得242-1	35 t/	16h × 2 炉	H10.3		H19.3		
	7 倉浜衛生施設組合(第3工場)	沖繩市、宜野湾市、北谷町	120	準連続	S55.10	1,840,271	H11.2	465,522	(1回)
		沖繩市倉敷152	60 t/	16h × 2 炉	S57.3		H11.12		
8 倉浜衛生施設組合(第2工場)	沖繩市、宜野湾市、北谷町	100	準連続	S49.10	984,282	H11.2	549,450	(2回)	
	沖繩市倉敷152	50 t/	16h × 2 炉	S51.3		H11.12			
9 中城村北中城村清掃事務組合	中城村、北中城村	20	全連続	H12.12	5,880,000			防衛施設庁予算(当初)	
	中城村字伊舎堂当原787外	20 t/	24h × 2 基	H15.5					
10 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	450	全連続	H14.8	16,748,376				
	南風原町字新川650	150 t/	24h × 3 基	H18.3					
11 浦添市	浦添市	150	全連続	S55.10	2,349,961	H18.6	4,539,849	(3回)	
	浦添市伊奈武瀬1-8-1	75 t/	24h × 2 基	S57.12		H19.3			
12 東部清掃施設組合	西原町、与那原町、南城市(佐敷)	90	準連続	S58.4	1,938,501	H18.9	3,257,961	(5回)	
	与那原町字板良敷1612	45 t/	16h × 2 炉	S60.3		H20.3			
13 島尻消防清掃組合	南城市(知念、玉城、大里)、八重瀬町	40	機械化 ¹ 77	S51.8	600,653	H13.3	1,608,105	防衛施設庁予算(当初)(2回)	
	南城市玉城字奥武宇和城原996	20 t/	8h × 2 炉	S55.3		H14.3			
14 糸満市豊見城市清掃施設組合	糸満市、豊見城市	200	全連続	H7.12	9,179,278				
	糸満市宇東里74-1	100 t/	24h × 2 炉	H10.3					
15 伊江村	伊江村	7	機械化 ¹ 77	H14.10	1,023,000			防衛施設庁予算(当初)	
	伊江村字東江上カダ原2788外	7 t/	8h × 1 炉	H16.2					
16 久米島町	久米島町	20	機械化 ¹ 77	S63.10	504,952	H9.10	127,050	(1回)	
	久米島町字阿嘉297-133	10 t/	8h × 2 基	H2.3		H10.3			
17 波嘉敷村	波嘉敷村	4	機械化 ¹ 77	H10.9	686,368				
	波嘉敷村字波嘉敷1845	4 t/	8h × 1 炉	H11.7					
18 座間味村	座間味村(阿嘉島)	3	機械化 ¹ 77	H9.4	344,400				
	座間味村阿嘉島地内	3 t/	8h × 1 炉	H10.3					
19 座間味村	座間味村	4	ガス化熔融	H14.12	883,902				
	座間味村字座間味牧治地内	4 t/	8h × 1 炉	H15.8					
20 粟国村	粟国村	3	機械化 ¹ 77	H15.6	645,037				
	粟国村草戸原2334	3 t/	8h × 1 炉	H16.3					
21 渡名喜村	渡名喜村	2	ガス化熔融	H14.3	678,300				
	渡名喜村高田地内	2 t/	8h × 1 炉	H15.3					
22 南大東村	南大東村	3	機械化 ¹ 77	H10.12	534,601				
	南大東村字池之沢1-1	3 t/	8h × 1 炉	H12.5					
23 北大東村	北大東村	2	機械化 ¹ 77	H12.12	609,175				
	北大東村字南211-1	2 t/	8h × 1 炉	H14.3					
24 宮古島市	宮古島市	60	準連続	S51.9	492,044	H14.3	1,313,792	(4回)	
	宮古島市平良字西仲宗根565-1	30 t/	16h × 2 基	S52.7		H14.11			
25 多良間村	多良間村	3	機械化 ¹ 77	H11.9	566,230				
	多良間村字仲筋1624-2	3 t/	8h × 1 炉	H12.5					
26 石垣市	石垣市	80	準連続	H7.3	2,829,941				
	石垣市宇平得大俣1273-439	40 t/	16h × 2 炉	H9.10					
27 伊平屋村	伊平屋村	3	機械化 ¹ 77+炭熔融	H16.1	1,284,740				
	伊平屋村字田茂原地内	3 t/	8h × 1 炉	H17.5					
28 竹富町	竹富町(波照間島)	0.4	ガス化燃焼	H16.1	36,385				
	竹富町字波照間4969-1	0.4 t/	8h × 1 炉	H17.5					
29 竹富町	竹富町(黒島)	0.4	ガス化燃焼	H16.1	37,469				
	竹富町字黒島2601	0.4 t/	8h × 1 炉	H17.5					
30 竹富町	竹富町(竹富島)	0.4	ガス化燃焼	H16.1	43,960				
	竹富町字竹富878	0.4 t/	8h × 1 炉	H17.5					
31 竹富町	竹富町(小浜島)	0.5	ガス化燃焼	H16.1	37,711				
	竹富町字小浜3400-1	0.5 t/	8h × 1 炉	H17.5					
合計	39市町村	1,737 t/日			62,005,376		14,797,485		

※ 基幹改良一国の補助を受け、焼却施設を修繕すること。上記表中では、当初事業(施設建設時)と基幹改良事業を分けて表記。

※ 新焼却施設の稼働に伴い稼働を停止した焼却施設(平成16年7月1日以降)

本島	1 中部北環境施設組合(東西工場)	石川市、恩納村	40	機械化 ¹ 77	S52.8	526,420	-	-	
		石川市宇伊波1553-29	20 t/	8h × 2 基	S54.3				
2 中部北環境施設組合(与勝工場)	与那城町、勝連町	勝連町字内間2675-1	30	機械化 ¹ 77	S52.2	453,285	-	-	防衛施設庁予算
			15 t/	8h × 2 基	S55.3				

表2-11 一般廃棄物最終処分場整備状況

平成21年3月末現在

実施主体	構成市町村	埋立開始年月	終了予定年月	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	平成19年度末(推計)		総事業費 (千円)
						残余容量(m ³)	残余年数(年)	
1 比謝川行政事務組合	読谷村、嘉手納町	H60.4	H35.3	15,650	155,000	48,208	21.6	1,436,820
2 恩納村	恩納村、うるま市	H3.5	H24.3	12,300	100,000	50,000	40.4	583,220
3 伊江村	伊江村	H3.4	H24.3	25,382	72,400	25,735	72.9	160,734
4 宮古島市	宮古島市	H6.6	H26.3	10,600	81,000	47,790	5.9	893,114
5 名護市	名護市	H7.4	H22.3	20,000	185,000	9,322	2.8	1,148,470
6 倉浜衛生施設組合	沖繩市、宜野湾市、北谷町	H9.2	H24.3	38,000	400,000	257,671	19.4	2,738,582
7 宮古島市	宮古島市	H9.3	H30.3	7,000	52,000	31,200	29.4	906,400
8 石垣市	石垣市	H11.2	H27.3	15,200	140,000	60,165	11.8	2,224,183
9 粟国村	粟国村	H11.3	H28.3	6,000	15,000	9,000	18.0	580,670
10 渡嘉敷村	渡嘉敷村	H14.2	H35.3	3,000	15,000	14,395	35.0	466,917
11 多良間村	多良間村	H14.7	H35.3	3,000	10,000	9,686	88.1	503,214
12 久米島町	久米島町	H16.3	H36.3	5,000	25,000	19,739	7.8	583,687
13 国頭地区行政事務組合	国頭村、東村、大宜味村	H18.4	H38.3	7,200	45,000	42,468	35.3	1,214,621
14 竹富町	竹富町	H18.4	H33.3	4,300	22,000	21,500	67.0	637,539
15 伊是名村	伊是名村	H18.11	H34.3	2,500	11,000	11,000	-	416,684
16 与那国町	与那国町	H19.4	H39.3	3,000	11,000	9,769	7.9	716,338
17 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	H19.4	H33.3	13,000	107,000	85,641	21.7	4,338,657
合計	23市町村			191,132	1,446,400	753,289	16.7	19,549,850

表2-12 粗大ごみ処理施設整備状況

平成21年3月末現在

実施主体	構成市町村	規模 (t/日)	処理方式	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	備考
1 倉浜衛生施設組合(第2工場)	沖繩市、宜野湾市、北谷町	25	併用	984,282	S49.10	S51.3	
2 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	25	破砕	3,515,978	S54.9	S56.12	
3 倉浜衛生施設組合(第2工場)	沖繩市、宜野湾市、北谷町	25	併用	1,840,271	S55.10	S57.3	
4 浦添市	浦添市	25	破砕	2,349,961	S55.9	S57.12	
5 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村	13	併用	666,672	H7.2	H10.3	
6 本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	15	併用	330,969	H7.9	H10.3	
7 糸満市・豊見城市清掃施設組合	糸満市、豊見城市	30	併用	1,862,782	H7.12	H10.3	
8 名護市	名護市	5	併用	426,570	H10.10	H11.3	
9 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	39	併用	2,513,355	H14.8	H18.3	
合計	13市町村	202		14,490,840			

※ 処理方式の併用とは、粗大ごみの破砕と圧縮の両方の処理を行うこと。

表2-13 廃棄物再生利用施設整備状況

平成21年3月末現在

実施主体	構成市町村	施設規模	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	備考	
リサイクルプラザ	1 那覇市	那覇市	50 t/8h	1,869,900	H6.2	H7.3	
	2 浦添市	浦添市	40 t/5h	3,515,978	H9.11	H11.3	
	3 中城村北中城村清掃事務組合	中城村、北中城村	9 t/5h	5,880,000	H12.12	H15.5	総事業費はごみ処理施設と一体(防衛施設)
	4 中部北環境施設組合	うるま市、恩納村	57 t/5h	3,163,983	H14.2	H16.3	
小計	6市村	156 t/日	14,429,861				
リサイクルセンター	1 渡嘉敷村	渡嘉敷村	1 t/日	169,845	H12.9	H14.3	
	2 多良間村	多良間村	1 t/日	175,486	H12.9	H14.3	
	3 伊江村	伊江村	1 t/日	1,023,000	H14.10	H16.2	総事業費はごみ処理施設と一体(防衛施設)
	4 久米島町	久米島町	3 t/日	439,517	H15.1	H16.3	
	5 国頭地区行政事務組合	国頭村、東村、大宜味村	4.8 t/日	544,339	H16.10	H18.3	
	6 竹富町	竹富町	1.4 t/日	354,900	H16.11	H18.2	
	7 与那国町	与那国町	1 t/日	416,120	H17.3	H18.11	
	8 宮古島市(伊良部島)	宮古島市	1 t/日	213,691	H19.9	H20.3	
小計	10町村	14.2 t/日	3,336,898				
ストックヤード	1 石垣市	石垣市	576 m ²	107,520	H9.11	H10.3	
	2 渡嘉敷村	渡嘉敷村	200 m ²	49,936	H10.10	H11.3	
	3 糸満市	糸満市	631 m ²	104,749	H11.11	H12.3	
	4 島尻消防清掃組合	南城市(旧:知念村、玉城村、大里村)、八重瀬町	612 m ²	145,569	H12.3	H12.8	
	5 多良間村	多良間村	234 m ²	54,295	H13.8	H14.3	
	6 北大東村	北大東村	150 m ²	46,515	H14.4	H14.8	
	7 国頭地区行政事務組合	国頭村、東村、大宜味村	450 m ²	81,375	H16.10	H18.3	
	8 本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	600 m ²	265,900	H18.2	H19.1	
	9 中部北環境施設組合	うるま市、恩納村	150 m ²	181,965	H19.8	H20.3	
小計	14市町村	3,603 m ²	1,037,824				
合計	23市町村		18,804,583				

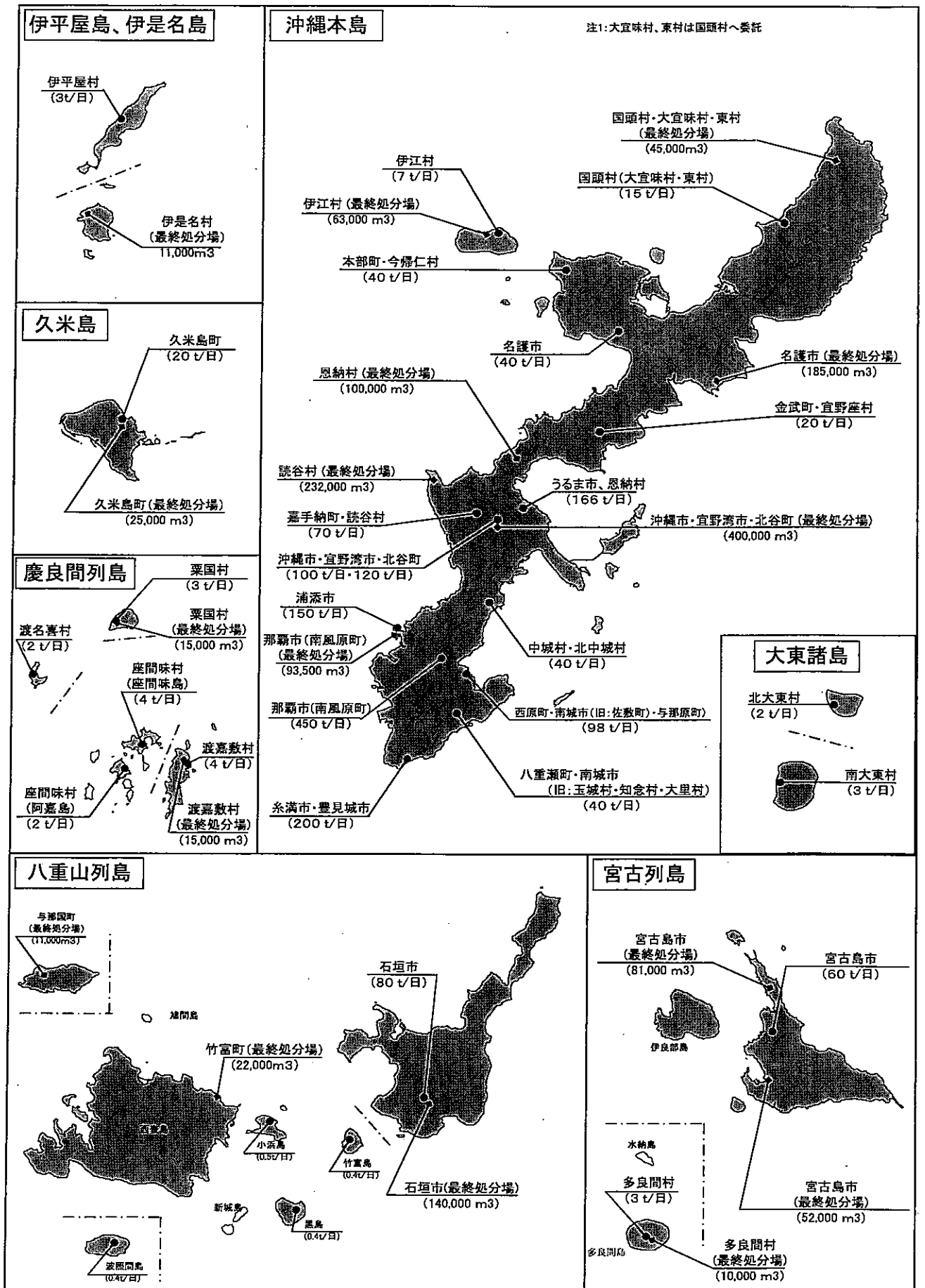


図2-11 ごみ処理施設整備状況(平成21年3月末現在)

表 2-14 ごみ焼却施設からのダイオキシン類排出量

H20年度測定結果

	自治体名	施設名	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)			年間排出量 (g-TEQ/年)
			炉番号	測定値	基準値	
沖縄本島	浦添市	浦添市クリーンセンター	1号炉	0.015	5	0.0021
			2号炉	0.032		0.0042
			溶融炉	0.89		5
	名護市	名護市環境センター	共通	0.21	5	0.028
	倉浜衛生施設組合	第2工場	共通	0.64	5	0.21
		第3工場	1号炉	2.6	5	0.29
	2号炉		0.80	0.10		
	東部清掃施設組合	東部清掃施設組合清掃工場	1号炉	0.00016	5	0.000012
			2号炉	0.0000057		0.00000040
	糸満市豊見城市清掃施設組合	糸豊環境美化センター	1号炉	0.085	1	0.011
			2号炉	0.037		0.0047
	本部町今帰仁村清掃施設組合	環境美化センター	1号炉	0.031	5	0.00074
			2号炉	0.17		0.0041
	島尻消防清掃組合	島尻環境美化センター	共通	0.076	5	0.0074
	中城村北中城村清掃事務組合	中城青葉苑	1号炉	0.032	5	0.0044
			2号炉	0.081		0.0033
	金武地区消防衛生組合	金武地区清掃センター	共通	0.86	10	0.023
	国頭地区行政事務組合	環境センター	共通	0.67	10	0.020
			1号炉	1.4	5	0.20
	比謝川行政事務組合	環境美化センター	2号炉	1.2		0.18
中部北環境施設組合			美島環境クリーンセンター	1号炉	0.043	1
	2号炉	0.024		0.0018		
那覇市・南風原町環境施設組合	那覇・南風原クリーンセンター	1号炉	0.00010	0.1	0.000015	
		2号炉	0.0022		0.00048	
		3号炉	0.000079		0.000017	
		溶融1号炉	0.13	5	0.00039	
		溶融2号炉	0.00030		0.000011	
本島周辺離島	伊江村	伊江村E&Cセンター	1号炉	0.0014	5	0.000089
	渡嘉敷村	渡嘉敷村グリーンセンター	1号炉	1.2	10	0.0030
	座間味村	阿嘉島クリーンセンター	1号炉	休止中	10	0
		座間味村クリーンセンター	1号炉	休止中	5	0
	粟国村	粟国村ごみ焼却施設	1号炉	0.11	5	0.00012
	渡名喜村	渡名喜村ごみ焼却施設	1号炉	0.042	5	0.0000044
	南大東村	南大東村クリーンセンター	1号炉	0.094	10	0.00012
	北大東村	うふあがりクリーンセンター	1号炉	1.6	5	0.0042
	伊平屋村	伊平屋村クリーンセンター	1号炉	0.32	5	0.0019
	久米島町	久米島クリーンセンター	共通	0.73	5	0.033
宮古	宮古島市	クリーンセンター(平良工場)	共通	0.0022	5	0.0010
	多良間村	クリーンセンターたらま	1号炉	3.6	10	0.012
八重山	石垣市	石垣市クリーンセンター	1号炉	0.19	5	0.011
			2号炉	0.30		0.015
	竹富町	黒島小型焼却炉施設	1号炉	0.21	5	0.000094
		波照間小型焼却炉施設	1号炉	0.53	5	0.00060
		竹富小型焼却炉施設	1号炉	0.096	5	0.00011
	小浜小型焼却炉施設	1号炉	0.0089	5	0.000017	
年間排出量合計						1.18

注1、焼却施設を整備していない市町村(伊是名村、与那国町)
 注2、炉番号の共通とは、複数の炉の排ガスを煙突等の排ガスが混合する共通の煙道で測定したことを示す。
 注3、測定結果は、平成20年度の測定結果。
 注4、d_f付材料類の毒性等価計数は、WHO-TEF(2006)を適用した。

表2-15 L尿処理施設整備状況

平成21年3月末現在

実施主体	構成市町村	規模 (kl/日)	処理方式	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	平19年度 処理実績 (kl/年)
1 石垣市	石垣市	25	嫌消	80,317	昭46. 6	昭47. 6	9,769
2 名護市	名護市、国頭村(委託)、 東村(委託)、 大宜味村(委託)	40	二段活	115,997	昭47. 8	昭48. 3	10,861
3 東部清掃施設組合	与那原町、西原町、南城市 (旧 佐敷町)	30	嫌消	157,693	昭48. 8	昭49. 1	9,890
4 本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町、今帰仁村	35	"	579,180	昭49. 9	昭50. 5	5,008
5 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	130	"	1,293,000	昭51. 3	昭52. 2	17,669
6 中城村北中城村 清掃事務組合	中城村、北中城村	30	"	429,871	昭52. 2	昭53. 2	6,281
7 中部衛生施設組合	うるま市、嘉手納町、 読谷村、浦添市(委託)	80	二段活 (低希釈)	850,345	昭53. 3	昭55. 6	15,786
8 糸満市豊見城村 清掃施設組合	糸満市、豊見城市	65	"	998,496	昭55. 12	昭57. 3	11,510
9 宮古島市(旧伊良 部町)	宮古島市(旧 伊良部 町)	10	好気性 (低希釈)	242,000	昭56. 1	昭58. 3	502
10 多良間村	多良間村	3	二段活 (低希釈)	83,000	昭57. 11	昭58. 3	311
11 宮古島市	宮古島市(旧平良市、城 辺町、下地町、上野村)	30	好気性 (高負荷)	612,696	昭60. 4	昭61. 3	10,334
12 島尻消防清掃組合	南城市、(旧 知念村、玉 城村、大里村) 八重瀬町 (旧 具志頭村)	30	二段活 (低希釈)	893,464	昭61. 2	昭62. 9	6,700
合 計	24	508		6,336,059			104,621

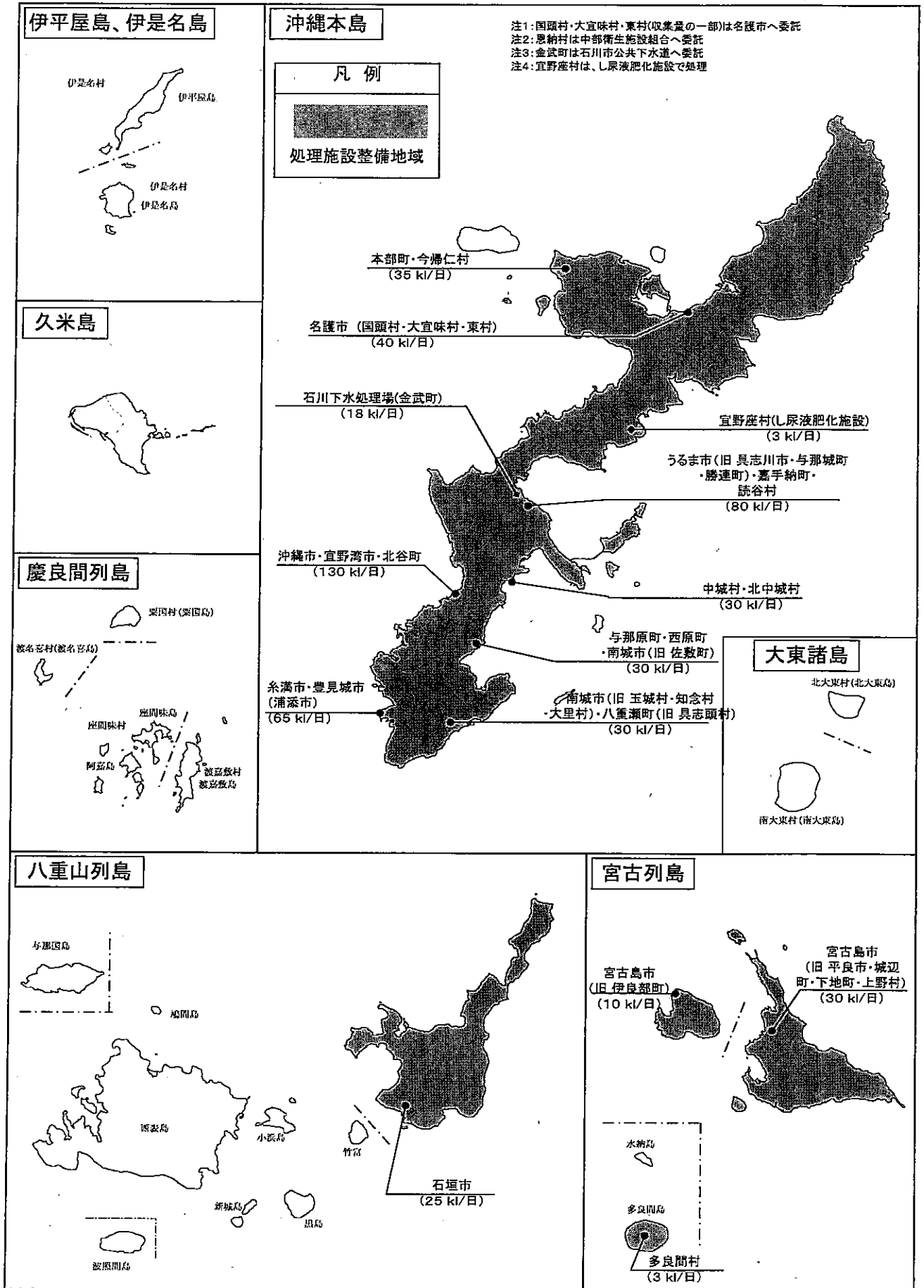


図2-12 L尿処理施設整備状況(平成21年3月末現在)

4 浄化槽

(1) 合併処理浄化槽の設置基数及び新設率について

平成19年度までに、県内に設置された浄化槽は99,487基で、そのうち合併処理浄化槽の占める割合は19.3% (19,204基) となっており、合併処理浄化槽の普及が十分に進んでいるとはいえない状況である。

一方、平成12年度の建築基準法及び浄化槽法の改正により、浄化槽を新たに設置する場合は、合併処理浄化槽の設置が義務づけられたため、平成13年度以降における合併処理浄化槽新設率は100%となっている。

表2-16 累積浄化槽設置基数の推移

種別	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
単独処理浄化槽 (%)	94,532 (96.5)	97,070 (96.3)	98,568 (95.4)	98,568 (93.7)	98,568 (92.2)	97,167 (91.0)	89,527 (88.1)	87,279 (84.3)	87,198 (82.8)	80,283 (80.7)
合併処理浄化槽 (%)	3,449 (3.5)	3,716 (3.7)	4,706 (4.6)	6,677 (6.3)	8,370 (7.8)	9,574 (9.0)	12,122 (11.9)	16,208 (15.7)	18,105 (17.2)	19,204 (19.3)
合計	97,981	100,786	103,274	105,245	106,938	106,741	101,649	103,487	105,303	99,487

表2-17 新設浄化槽設置基数の推移

種別	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
単独処理浄化槽 (%)	2,717 (91.8)	2,538 (90.5)	1,498 (60.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合併処理浄化槽 (%)	243 (8.2)	267 (9.5)	990 (39.8)	1,971 (100.0)	1,937 (100.0)	1,777 (100.0)	1,900 (100.0)	1,856 (100.0)	1,956 (100.0)	1,335 (100.0)
合計	2,960	2,805	2,488	1,971	1,937	1,777	1,900	1,856	1,956	1,335

表2-18 合併処理浄化槽新設率(%)の推移

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
合併処理浄化槽新設率(沖縄県)	8.2	9.5	39.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合併処理浄化槽新設率(全国)	48.7	65.8	76.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

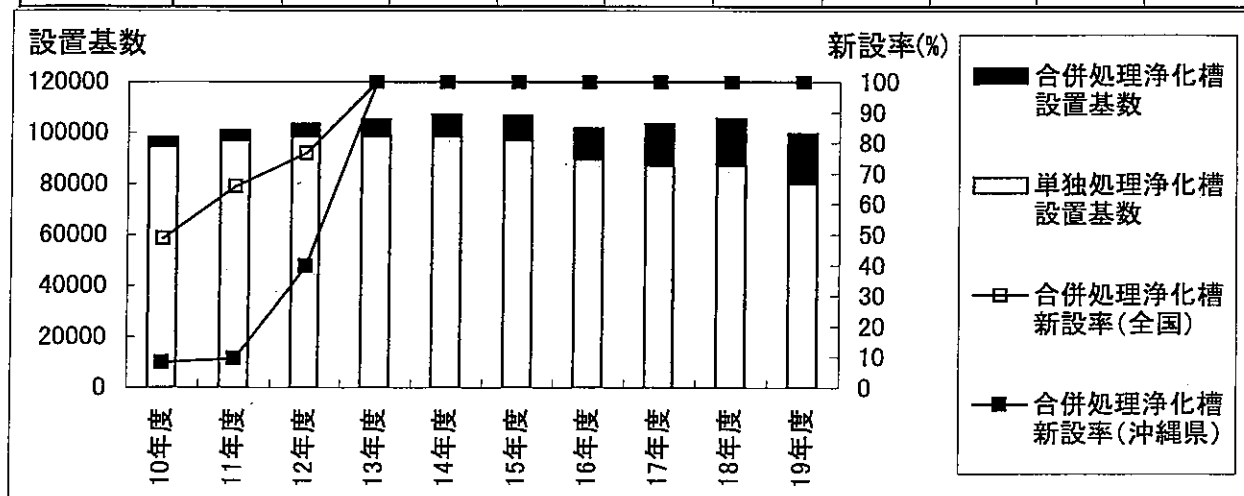


図2-13 合併処理浄化槽設置基数及び新設率の推移

(2) 法定検査の実施状況

浄化槽管理者は、浄化槽法により浄化槽使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に、水質に関する検査（7条検査）及び毎年一回の水質検査（11条検査）を受けなければならないことになっている。

本県においては、平成19年度実績で、7条検査の実施率は100%（平成18年度全国平均87.9%）で全国平均を上回っているが、11条検査の実施率は4.0%（平成18年度全国平均25.7%）と低い実施率となっている。

表2-19 法定検査実施率

項目	年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	沖縄	7条検査	10.9	25.6	77.9	97.2	92.8	90.7	99.4
	11条検査	1.9	1.9	2.3	2.9	3.7	4.0	3.9	4.0
全国	7条検査	75.4	78	84.2	84.4	84	84	86.7	87.9
	11条検査	14.4	14.7	15.7	16.5	17.9	20.2	23.8	25.7

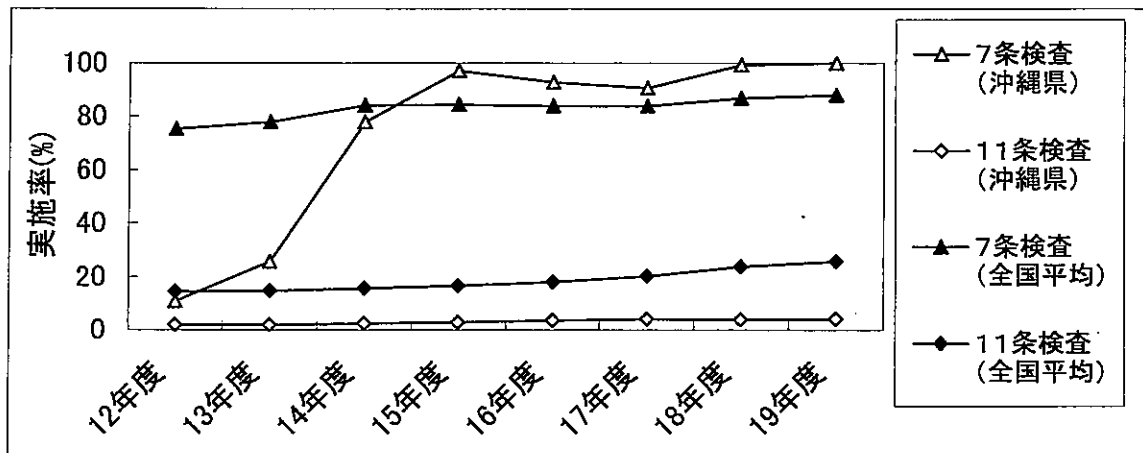


図2-14 法定検査実施率

(3) 生活雑排水対策

本県においては、生活雑排水による公共用水域等の汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽の普及促進に努めている。

昭和62年に、国において合併処理浄化槽設置整備事業が創設されたのを受けて、本県では、平成3年度より国庫補助に加え県費補助制度を設け同事業を開始し、合併処理浄化槽の普及促進を図ってきており、平成17年度までに776基が同事業により設置された。そして、平成18年度からは、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を、より促進する浄化槽整備推進事業を創設し、平成19年度は85基が設置された。

また、浄化槽の清掃や保守点検、法定検査といった適正な維持管理を促進するため、平成12年3月に「沖縄県浄化槽取扱要綱」を改正し、新たに浄化槽を設置する場合には、合併処理浄化槽を設置するものとし、浄化槽設置者が建築確認申請時に法定検査料金を払い込む前納制を導入した。本改正により、法定検査（7条検査）受検率が向上している状況である。

さらに、平成13年度より、浄化槽設置者を対象とした「浄化槽設置者講習会」を県内各保健所単位で実施し、浄化槽の適正な維持管理の必要性や法定検査受検の責務等の普及啓発を図っている。

(4) 浄化槽行政指導状況

浄化槽の維持管理が不適正な場合には、放流水の水質悪化や悪臭によって、地域住民に迷惑をかけるほか、公共用水域の汚濁を招くことになる。

このため、浄化槽設置者等に対して、浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう監視、指導を行っている。

表 2-20 浄化槽行政指導状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

法第5条 第2項 改善勧告	法 第 12 条 第 1 項									
	助 言 ・ 指 導					勧 告				
設置者	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	技 術 管理者	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	技 術 管理者
1	896	0	0	0	0	4	0	0	0	0

法第12条第2項					
改 善 命 令					使用停止命令
管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	技 術 管理者	管 理 者
0	0	0	0	0	0

浄化槽法第7条の2 ^{注1)}		
指導・助言	勧告	改善命令
管理者		
0	0	0

浄化槽法第12条の2 ^{注1)}		
指導・助言	勧告	改善命令
管理者		
30	0	0

注1)平成18年2月1日の浄化槽法改正により新たに欄を追加。

法 第 53 条 または 条 例 関 係 ^{注2)}									
報 告 徴 収					立 ち 入 り 検 査				
管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指 定 検査機関	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指 定 検査機関
263	6	0	0	0	19	13	0	0	0

注2)条例とは法48条に規定する条例をいう。

5 容器包装リサイクル法

(1) 分別収集計画策定状況

容器包装リサイクル法は、家庭から排出されるごみの約6割（容積比）を占めるガラスビン、ペットボトルなどの容器包装廃棄物の減量・リサイクルを促進することを目的としている。

容器包装リサイクル法第8条第1項に、市町村は容器包装廃棄物の分別収集を実施しようとする場合、3年毎に5年を1期とする分別収集計画を策定しなければならないと規定されており、これまで策定された第1期計画（平成9～13年度）、第2期計画（平成12～16年度）、第3期計画（平成15～19年度）、第4期計画（平成18～22年度）に引き続き、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする「第5期沖縄県分別収集促進計画」が策定されている。

第5期分別収集促進計画では、県内全ての市町村が分別収集計画を策定し、何れかの容器包装廃棄物の分別収集を実施する見込みである。

表2-21 第5期沖縄県分別収集促進計画の概要

21-(1) 市町村分別収集計画策定状況

分別収集計画策定市町村数	41	市町村数	41	計画策定率	100.0%
--------------	----	------	----	-------	--------

21-(2) 分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の分別収集取組予定市町村

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
無色ガラスビン	32	32	32	32	32
茶色ガラスビン	32	32	32	32	32
その他ガラスビン	33	34	34	34	34
その他紙	13	15	15	15	16
ペットボトル	41	41	41	41	41
その他プラスチック	14	16	17	18	19
（うち白色トレイ）	8	10	11	11	11
スチール缶	41	41	41	41	41
アルミ缶	41	41	41	41	41
段ボール	33	33	33	33	33
紙パック	27	27	27	27	27

21-(3) 容器包装廃棄物排出見込量

(単位:t)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
容器包装廃棄物排出見込量	62,502.9	63,145.4	63,770.3	64,968.2	65,491.6

21-(4) 分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の分別収集見込量

(単位:t)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
無色ガラスビン	4,314	4,357	4,415	4,482	4,517
茶色ガラスビン	3,506	3,472	3,525	3,582	3,621
その他ガラスビン	3,284	3,308	3,348	3,378	3,401
その他紙	1,883	2,264	2,604	2,953	2,973
ペットボトル	4,753	4,881	4,931	4,993	5,028
その他プラスチック	3,902	4,615	5,305	5,415	5,499
(うち白色トレイ)	63	80	102	164	165
スチール缶	8,699	8,783	9,140	9,251	9,326
アルミ缶	606	618	635	646	655
段ボール	6,208	6,284	6,368	6,628	6,690
紙パック	213	296	319	323	328
合計	37,368	38,877	40,590	41,650	42,038

(2) 分別収集状況

第4期分別収集計画に基づき実施された平成19年度の分別収集は、41市町村の内38市町村が実施した。

容器包装リサイクル法施行後、特定分別基準適合物については、分別収集実績は年々増加している。法第2条第6項指定物については、近年、回収実績の減少が見られるが、資源物の価値上昇に伴い、民間回収が進んだことによるものと推察される。

表2-22 容器包装廃棄物分別収集実績

(単位:t)

区分	種類	平12年度	平13年度	平14年度	平15年度	平16年度	平17年度	平18年度	平19年度
特定分別 基準適合物	無色ガラス	952	1,309	1,637	2,783	2,291	2,726	3,328	3,245
	茶色ガラス	788	1,052	1,277	2,094	2,340	2,398	2,695	2,693
	その他ガラス	1,073	1,766	2,288	2,690	2,972	2,910	4,054	4,840
	ペットボトル	630	1,673	1,987	3,548	4,048	4,291	3,973	3,969
	その他紙	0	32	0	0	20	0	0	0
	その他プラ	0	0	0	3	16	10	26	36
小計		3,443	5,832	7,189	11,118	11,687	12,335	14,076	14,747
法第2条第 6項指定物	スチール缶	9,728	9,863	9,807	11,089	10,099	8,169	7,299	6,304
	アルミ缶	507	566	606	1,059	736	807	527	428
	紙パック	232	247	169	249	204	172	162	378
	段ボール	2,749	5,697	6,094	7,092	6,544	6,221	5,639	4,715
小計		13,216	16,373	16,676	19,489	17,583	15,369	13,627	11,825
合計		16,659	22,205	23,865	30,607	29,270	27,704	27,703	26,572

※その他紙、その他プラ、段ボールは平成12年度より容器包装リサイクル法の対象となったものである。

6 ごみ減量化・リサイクルの促進

「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」及び「レジ袋減量部会」における協議を受け、「ごみの減量」及び「地球温暖化の防止」に向けた環境配慮行動の第一歩としてマイバックの使用を促進し、レジ袋を有料化することによりその使用量を削減するため、平成20年8月6日に、「県内事業者10社」、「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」及び「沖縄県」によりレジ袋有料化を取り組みの柱とする三者協定を締結し、同年10月1日に県下一斉にレジ袋の有料化を開始した。同年12月に1社が加わり、平成21年2月1日から合計11社において、レジ袋有料化によるごみ減量の取り組みが行われている。

また、ごみ減量・リサイクルを広域的に推進するための各種啓発事業（「ごみ減量リサイクル推進週間」、「環境衛生週間」）を実施して、県民意識の高揚に努めるとともに、「ごみ減量・リサイクル講座」（通称「買い物ゲーム」）を開講して、小学生等の環境教育の充実を図っている。

表2-23 ごみ減量化推進事業

事業	内容
沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議	①沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議開催 ②レジ袋減量部会開催
ごみ減量・リサイクル推進週間 5/30(ごみゼロの日)～6/5(環境の日)	①電光掲示板等広報 ②パネル展 ③不法投棄一斉パトロール
環境衛生週間 9/24(清掃の日)～10/1(浄化槽の日)	①知事メッセージ新聞掲載 ②電光掲示板等広報 ③パネル展及び浄化槽相談コーナー設置
ごみ減量・リサイクル講座	講座開催(9校31クラス)

7 ちゅら島環境美化促進事業

空き缶や吸い殻等のごみの散乱防止、環境美化の促進を図るため、平成14年7月1日より施行している「ちゅら島環境美化条例」を、県民、事業者、市町村及び県が一体となって推進することにより、県全域で環境美化運動の気運を盛り上げている。

平成20年度における主な取り組みは次のとおりである。

(1) 推進母体による活動

条例施行時に発足した、県、市町村及び民間団体で構成する条例の推進母体「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」が実施主体となり、「ちゅら島環境美化促進月間」である7月を中心に、各種広報啓発活動や全県一斉清掃に取り組んでいる。

ア 広報啓発活動

- ・新聞広告、ラジオCM、ラジオ県民室、ホームページ等による広報

イ ちゅら島環境美化全県一斉清掃

・第1回：6月～8月 一斉清掃期間：7月下旬～8月上旬

・第2回：12月 一斉清掃日：12月21日

(2) 環境美化促進モデル事業（条例第10条）

環境美化促進モデル地区を指定し、地域住民が市町村と協働して行う、他地域の模範となるような環境美化活動の実施にあたり、当該市町村に対して2年間補助金を交付している（補助率1/2以内）。平成20年度は新たな指定はなかったものの、伊平屋村及び浦添市（内間区）の2年目の活動に対し補助金を交付している。

平成20年度指定地区（継続）

①伊平屋村（活動主体：伊平屋村環境美化実行委員会）

②浦添市（活動主体：魅力溢れる内間地域づくり推進委員会）

(3) 環境教育・環境学習の推進（条例第11条）

小学校高学年を対象とした環境美化教育用教材「みんなでつくろうちゅら島沖縄」を作成し、環境教育・環境学習を推進している。

(4) 自発的な活動の促進（条例第12条）

第十一管区海上保安本部環境防災課の提唱の下、主に海岸線の清掃活動に自主的に取り組む団体等で結成された、沖縄クリーンコーストネットワーク（OCCN）を共同で運営し、毎年6、7月の「まるごと沖縄クリーンビーチ」キャンペーンを実施し、広く県民に参加を呼びかけるなど、自発的な活動を促進している。

(5) ごみのポイ捨て防止公開パトロール

空き缶やたばこの吸い殻など、投げ捨て行為の抑止効果を高めることをねらいとして、県と「空き缶等散乱防止条例」を制定している市町村が連携し、地域住民並びに関係団体等との協働によってごみの投げ捨て禁止を広く県民にアピールする、「公開パトロール」を実施している。

平成20年度においては、那覇市、宜野湾市、糸満市、沖縄市、うるま市の計5市において、地域団体や関係企業と協働して実施した。

7月25日に那覇市で実施した出発式及び国際通り・沖映通りのパトロールには、延べ110名の関係者が参加し、ごみのポイ捨て禁止を呼び掛けた。

8 県産リサイクル製品利用促進事業

島しょ県である本県において、廃棄物の排出抑制・循環的利用の促進を図る循環型社会を実現するためには、域内の資源循環システムを構築することが求められており、リサイクルの出口部分である製品の利用拡大を図ることがますます重要となっている。

このようなことから、県内で発生する再生資源を原料とした県産のリサイクル製品に

ついて、品質及び安全性について審査し、認定することによって、県民等へ製品の利用拡大を図ることとしている。

公共工事で使用する建設資材については、県土木建築部において、県内リサイクル資材の使用促進を図るため、平成16年度に「沖縄県リサイクル資材評価認定制度実施要領」を制定し、再生資材を含む路盤材やコンクリート製品などを認定している。

一方、建設資材以外のリサイクル製品については、文化環境部において、平成17年3月に「沖縄県産リサイクル製品利用促進要綱」を制定し、古紙再生品や廃プラスチック再生品、土壌改良材などを対象品目とした認定制度を実施している。

認定に当たっては専門的な立場から意見を聴くため、学識経験者、産業界代表、消費者代表及び行政関係者から成る「沖縄県産リサイクル製品認定審査会」を設置し、審査会の意見を踏まえ認定している。これまでに廃ガラスを原料とした無機質土壌改良材を認定しており、平成20年度にポリ袋製造時の廃材から再生したポリ袋を新規の認定を行った。製品については、県のホームページやリーフレット等で県民等へ向けて情報発信し、利用促進を呼びかけている。